

赤い羽根共同募金運動寄付つき商品のご提案

【 背景・現状・課題 】

共同募金は戦後間もない 1947 年に住民主体の民間運動として始まり、現在までに地域福祉推進のために活用されてきました。社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、「じふんの町を良くするしくみ。」として、全国で取り組まれています。集められた募金は、児童、高齢者、障がい者等を支援しているさまざまな福祉活動や、災害時の支援にも役立てられています。

赤い羽根共同募金は、社会的にもよく知られる募金活動ですが、一方で、年々実績額が減少していることに加え、存在自体は知られていても詳しい用途について知られていないことが大きな課題となっています。

【 概要・目的 】

赤い羽根共同募金運動実施期間に寄付つき商品の販売を提案するものです。

本提案内容である寄付つき商品を販売することにより、①協力企業様の社会貢献活動（企業・店舗の知名度の向上にも繋がります。）、②町民の共同募金に対する意識向上、③募金の用途のPRに結びつくことを目的としております。

【 具体的内容 】

①寄付つき商品について

既存の商品に付加価値をつけて販売（お買い上げいただいた製品に赤い羽根共同募金のシールの貼付）または、新商品を開発いただき（赤い羽根共同募金のイメージカラーは赤と白のため、そのイメージに合ったものをご検討いただきますようお願いいたします。）販売していただきます。

幅広い世代に赤い羽根共同募金事業について周知することが出来れば幸いです。

②寄付率の設定について

期間中の限定商品の売り上げのなかから、無理のない範囲で寄附率をご相談のうえ設定いたします。

例：期間中の限定商品売り上げの1%を寄附

【 期間 】

令和 6 年 10 月 1 日～11 月 30 日

【 販売促進方法 】

金ケ崎町共同募金委員会事務局が置かれている金ケ崎町社会福祉協議会広報「社協だより」(町内全戸配布、年6回発行)において、一梓確保し、企画紹介をいたします。併せて町社会福祉協議会HPへの掲載をいたします。また、金ケ崎町共同募金会広報「あいかいはねこ News」(町内全戸配布、年1回発行)において活動報告をいたします。さらに、地元新聞社へのプレスリリースを予定しています。

県全域については、岩手県共同募金会HPへの掲載等により宣伝いたします。

【 寄付金の納入について 】

10月1日から11月30日までの売り上げ内から、企業様で設定した寄付率分の寄付金を受領いたします。寄付方法は、振込または現金での支払いとなります。詳細については、岩手県共同募金会ホームページ掲載の、赤い羽根募金百貨店プロジェクト「あったかいわてプロジェクト～しあわせ運ぶお買い物～」をご参照ください。寄付をいただく際は、贈呈式とすることも可能であり、企業様のPRにも繋がりますので併せてご検討ください。

なお、法人が共同募金に寄付をする場合、法人税法上の優遇措置が設けられています。詳細については、当会にお問い合わせください。

【 注意点 】

- ・ 当会では、製作する商品の一部を買い取り頒布するなどは行いません。
- ・ 当該商品の製作コストは企業様が負担することとします。
- ・ 商品トラブルが発生した際の対応は、企業様が負担するものとします。
- ・ 寄付つき商品には、原則として専用ロゴ(赤い羽根)を使用させていただきます。

【 本件に関する問合せ 】

金ケ崎町共同募金委員会 金ケ崎町西根南羽沢 43 社会福祉協議会福祉センター内

TEL 0197-44-6060 FAX 0197-44-6106

担当：小澤明延 (akinobu.o@kin-syakyo.jp)